

東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）

平成24年1月16日付け23予第636号
農林水産事務次官依命通知
最終改正：平成30年4月1日付け29地第218号
農林水産事務次官依命通知

（通則）

第1 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第78条第3項に基づく復興交付金のうち、農林水産大臣を東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第69号。以下「規則」という。）第47条第1項に規定する交付担当大臣（以下「交付担当大臣」という。）とするもの（東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名。以下「制度要綱」という。）第8の1に規定する基金に交付するものに限る（以下「交付金」という。））の交付については、法、東日本大震災復興特別区域法施行令（平成23年政令第409号）、規則、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成23年度予算に係る補助金等の交付に関するものから東北農政局長、関東農政局長及び北陸農政局長に委任した件（平成24年3月27日農林水産省告示第818号）及び制度要綱の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

ただし、基金の管理運営に関する事項については、東日本大震災復興交付金基金管理運営要領（平成24年1月13日付け内閣府・各府省連名。以下「基金管理運営要領」という。）に定めるところによる。

（交付の目的）

第2 交付金は、法第77条第1項に規定する特定市町村又は同項に規定する特定都道府県（以下「特定地方公共団体」という。）に基金を造成し、当該基金を活用することにより、法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画（以下「復興交付金事業計画」という。）に基づく法第78条第1項に規定する復興交付金事業等（以下「復興交付金事業等」という。）を実施することを目的とする。

（交付先及び交付期間）

第3 交付金は、特定地方公共団体の長に対し、その申請に基づいて交付す

るものとする。

- 2 交付金を交付する期間は、復興交付金事業計画に記載された計画期間とする。

(交付対象事業)

- 第4 交付金は、復興交付金事業等を実施するための基金（以下「復興交付金基金」という。）を造成する事業（以下「基金造成事業」という。）を交付の対象とする。

(復興交付金事業等の内容)

- 第5 復興交付金事業等は、制度要綱第2の1に規定する基幹事業のうち次に掲げる事業及び制度要綱第2の2に規定する効果促進事業等とする。

- イ 農山漁村地域復興基盤総合整備事業
- ロ 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業
- ハ 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業
- ニ 被災地域農業復興総合支援事業
- ホ 漁業集落防災機能強化事業
- ヘ 漁港施設機能強化事業
- ト 水産業共同利用施設復興整備事業
- チ 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
- リ 木質バイオマス施設等緊急整備事業

- 2 交付の対象経費及び交付率は、別表1に掲げるとおりとする。
- 3 基幹事業の内容、基幹事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）及び基幹事業の実施要件は、事業ごとに別添1から別添9までに定めるものとする。
- 4 制度要綱第2の2の（5）に規定する漁業集落復興効果促進事業の各事業の事業区分、事業名、事業内容及び実施要件は、別表2のとおりとする。特定地方公共団体は、同表に掲げる事業の着手前に、漁業集落復興効果促進事業ごとに用途内訳を定め、農林水産大臣に提出するものとし、農林水産大臣に対する漁業集落復興効果促進事業の用途内訳の提出の手続の細則については、水産庁長官が別に定めるところによる。

(交付額)

- 第6 農林水産大臣は、制度要綱第5により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、次項の交付金の交付額の範囲内で、基金造成事業に要する費用を特定地方公共団体に交付するものとする。

- 2 交付金の交付額は、制度要綱第4により特定地方公共団体に通知された復興交付金事業等ごとの交付可能額を限度とし、次に掲げる式により算出した額とする。

$$\text{交付額} = A + B + (C \text{ 又は } D)$$

※ () 内は、特定市町村についてはCを用い、特定都道府県についてはDを用いる。

$$(1) A = \sum_{i=1}^m \left(A_i \times \alpha_i + \frac{A_i - A_i \times \alpha_i - a_i}{2} \right)$$

A : 基幹事業の交付額の総額

A_i : 基幹事業 i の交付対象事業費

α_i : 別表に定める基幹事業 i の基本国費率

a_i : 基幹事業 i の交付対象事業費のうち国及び特定地方公共団体以外の者（民間事業者等）が負担する額

m : 基幹事業の事業数

$$(2) B = \sum_{j=1}^n (B_j \times \beta)$$

B : 効果促進事業等の交付額の総額（漁業集落復興効果促進事業を除く。）

B_j : 効果促進事業等 j の事業費（漁業集落復興効果促進事業を除く。）

β : 効果促進事業等の基本国費率（0.8）

n : 効果促進事業等の事業数（漁業集落復興効果促進事業を除く。）

$$(3) C = (C_t - c_t) \times p \times \beta - C_0 \quad (\text{ただし、} \lceil (C_t - c_t) \times p \rceil \text{ は } 500 \text{ 億円を限度とする。})$$

C : 特定市町村への漁業集落復興効果促進事業の交付額の限度額

C_t : 交付可能額通知済みの漁業集落防災機能強化事業の交付対象事業費の合計額

c_t : 漁業集落防災機能強化事業の交付対象事業費のうち国及び特定地方公共団体以外の者（民間事業者等）が負担する額の総額

p : 漁業集落復興効果促進事業の限度額率（0.2）

β : 効果促進事業等の基本国費率（0.8）

C₀ : 特定市町村への漁業集落復興効果促進事業の交付済み額

$$(4) D = D_t \times \beta - D_0$$

D : 特定都道府県への漁業集落復興効果促進事業の交付額の限度額

D_t : 特定都道府県への交付可能額通知済みの漁業集落復興効果促進事業の交付対象事業費の合計額

β : 効果促進事業等の基本国費率（0.8）

D₀ : 特定都道府県への漁業集落復興効果促進事業の交付済み額

(交付申請)

- 第7 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする特定地方公共団体は、実施要件の確認等に必要な関係書類を添えて、制度要綱第4の規定による交付可能額の通知において指定された期日までに、交付申請書正副2部を内閣総理大臣を経由して地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する関係書類は、事業ごとに別添1から別添9までに定めるものとする。
 - 3 地方農政局長は、第1項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に交付決定を依頼するものとする。
 - 4 特定地方公共団体は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について復興交付金事業等に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において復興交付金事業等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定の通知)

- 第8 農林水産大臣は、第7の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、地方農政局長（北海道にあっては、内閣総理大臣を経由して特定地方公共団体）に対しその旨を通知し、地方農政局長は、これを内閣総理大臣を経由して特定地方公共団体に対し通知するものとする。

(交付の条件)

- 第9 復興交付金基金は、交付金の交付を受けて、新たに造成するものとする。また、交付金の追加交付を受けた場合は、同一の基金に積み増すものとする。
- 2 復興交付金基金は、他の交付担当大臣の交付に係るものと別に経理するものとする。
 - 3 復興交付金基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、第2の目的に反して、取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。
 - 4 復興交付金基金は、元本割れを起こさない方法で運用し、かつ運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れることとする。
 - 5 特定地方公共団体は、基金造成事業を中止し、又は廃止する場合には、

農林水産大臣の承認を受けなければならない。

- 6 特定地方公共団体は、復興交付金基金の額が復興交付金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると農林水産大臣が認めた場合又は制度要綱第1の4の計画期間の期限が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた交付金の全部又は一部に相当する金額を国庫に返還しなければならない。

(交付申請の変更)

第10 特定地方公共団体は、交付規則第3条第1号イ又はロの規定に基づき農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記様式第2号の変更承認申請書正副2部に変更内容の確認等に必要な関係書類を添えて、内閣総理大臣を経由して地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。

- 2 地方農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に変更承認の依頼をするものとする。

(変更の承認)

第11 農林水産大臣は、第10の規定による変更承認申請書の提出があったときは、審査のうえ、変更すべきと認めるときは速やかに変更の交付決定を行い、地方農政局長（北海道にあっては、内閣総理大臣を経由して特定地方公共団体）に対しその旨を通知し、地方農政局長は、これを内閣総理大臣を経由して特定地方公共団体に対し通知するものとする。

(軽微な変更)

第12 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、交付可能額の増加、事業実施主体の変更及び復興交付金事業計画に位置付けられていない交付対象事業の新設以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第13 特定地方公共団体は、基金造成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は基金造成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに基金造成事業が予定の期間内に完了しない理由又は基金造成事業の遂行が困難となった理由及び基金造成事業の遂行状況を記載した書類正副2部を内閣総理大臣を経由して地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 地方農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に指示内容の依頼をするものとする。

(交付申請の取下げ)

第14 特定地方公共団体は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決

定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣を経由して地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。

- 2 地方農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に申請の取下げの報告をするものとする。

（交付金の支払）

第15 特定地方公共団体は、第8の規定による交付決定の通知を受けた後、交付金の支払いを受けようとするときは、別記様式第3号による請求書正副2部を地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。

- 2 地方農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に提出するものとする。

（基金造成の実績報告）

第16 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第4号のとおりとし、特定地方公共団体は、基金造成事業が完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書正副2部を内閣総理大臣を経由して地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。

- 2 地方農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に提出するものとする。

（額の確定）

第17 農林水産大臣は、第16第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金造成事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、地方農政局長（北海道にあっては、内閣総理大臣を経由して特定地方公共団体）に通知することとし、地方農政局長は、これを内閣総理大臣を経由して特定地方公共団体に通知するものとする。

- 2 農林水産大臣は、特定地方公共団体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（特定地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第18 農林水産大臣は、第9第5項の規定による基金造成事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 特定地方公共団体が、適正化法、適正化法施行令その他の法令、交付規則、制度要綱、基金管理運営要領又はこの要綱の規定に基づく農林水産大臣の処分又は指示に違反した場合

(2) 特定地方公共団体が、この要綱に基づき交付した交付金を基金造成事業以外の用途に使用した場合

(3) 特定地方公共団体が、基金造成事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、基金造成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 農林水産大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 農林水産大臣は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定を準用する。

(復興交付金事業等の状況報告)

第19 特定地方公共団体は、当該年度に実施した復興交付金事業等について、別記様式第5号により基金事業実施状況報告書正副2部を作成し、翌年度の6月20日までに内閣総理大臣を経由して地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。

2 地方農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に提出するものとする。

3 農林水産大臣は、第1項の規定に基づき書類の提出を受けた復興交付金事業等の実施状況が低い水準に止まっている場合には、特定地方公共団体に対し、その理由を明らかにすることを求めるとともに改善の指導を行うものとする。

(復興交付金事業等の完了報告)

第20 特定地方公共団体は、漁業集落復興効果促進事業を除く復興交付金事業等が全て完了した場合（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）、復興交付金事業等が全て完了した場合（中止又は廃止の承認を受けた場合

を含む。)又は平成32年度末を経過した場合は、その日から起算して70日を経過する日までの間に別記様式第6号による事業完了報告書正副2部を内閣総理大臣を経由して地方農政局長(北海道にあっては、農林水産大臣)に提出しなければならない。

- 2 第7第4項ただし書により交付の申請をした特定地方公共団体は、前項の書類を提出するに当たって、漁業集落復興効果促進事業を除く復興交付金事業等又は復興交付金事業等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第7第4項ただし書により交付の申請をした特定地方公共団体は、第1項の書類を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により復興交付金事業等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号により速やかに内閣総理大臣を経由して地方農政局長(北海道にあっては、農林水産大臣)に報告しなければならない。また、漁業集落復興効果促進事業を除く復興交付金事業等又は復興交付金事業等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第1項の書類を提出した日の翌年6月30日までに、別記様式第7号により、内閣総理大臣を経由して地方農政局長(北海道にあっては、農林水産大臣)に報告しなければならない。
- 4 地方農政局長は、第1項又は前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に報告するものとする。
- 5 農林水産大臣は、第1項、第3項又は前項の規定による提出を受けた後、復興交付金基金の残余额等が発生している場合には、内閣総理大臣を経由して、その返還について特定地方公共団体に通知するものとする。
- 6 特定地方公共団体は、前項の規定による通知を受けた場合、復興交付金基金の残余额等を国庫に納付しなければならない。

(監督等)

第21 事業実施主体が特定都道府県である場合にあつては国は当該特定都道府県に対し、特定市町村が事業実施主体である場合にあつては国及び特定都道府県は当該特定市町村に対し、特定都道府県又は特定市町村が補助する者が事業実施主体である場合にあつては特定都道府県又は特定市町村は当該事業実施主体に対し、それぞれ、その実施する復興交付金事業等に関し、適正化法その他の法令の施行のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する復興交付金事業等の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(財産の管理等)

第22 特定地方公共団体は、復興交付金事業等(復興交付金事業等を他の団

体を実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 特定地方公共団体は、取得財産の処分により収入があったときは、別記様式第8号による財産処分報告書正副2部を内閣総理大臣を經由して地方農政局長(北海道にあっては、農林水産大臣)に提出しなければならない。
- 4 地方農政局長は、前項の規程による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に提出するものとする。
- 5 第3項の規定による財産処分報告書の提出後、農林水産大臣から返還命令を受けた特定地方公共団体は、その金額を返還しなければならない。
- 6 前項の交付金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、農林水産大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じた延滞金を徴するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第23 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
 - 3 特定地方公共団体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長(北海道及び漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条に規定する漁港施設及び漁業集落環境整備施設にあっては、農林水産大臣)の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認については、第22第2項の規定を準用する。

(関係書類の保管)

- 第24 交付規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 2 取得財産等が交付規則に定める処分制限期間を経過していない場合においては、前項に規定する書類に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(復興交付金事業等の実施)

- 第25 特定地方公共団体は、復興交付金事業等の実施に係る補助を行う場合には、交付申請その他の手続きに係る補助要綱等を定めるものとする。こ

の場合、交付の条件として、適正化法、適正化法施行令その他の法令、交付規則、制度要綱、基金管理運営要領又はこの要綱に定める事項を付さなければならぬ。

(談合等不正行為の防止)

- 第26 事業実施主体は、「工事の請負契約に係る契約書について」(平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知)第45条の2(A)を例として、復興交付金事業等に係る工事等の請負契約及び委託施行契約等の契約書に、談合等不正行為があった場合の違約金等に係る条項を設けるなど、談合等不正行為の防止に努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、復興交付金事業等に係る工事等において、刑法の競争入札妨害罪、談合罪等により関係者が起訴された場合又は公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出された場合は、「補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて」(平成19年11月20日付け19経第1245号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準じて、速やかに必要な手続等を行うものとする。
 - 3 地方公共団体以外の事業実施主体は、復興交付金事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、復興交付金事業等の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 - 4 事業実施主体は、契約をしようとする場合には、別記様式第10号による指名停止等に関する申立書の提出を当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加するための条件とするなどして、談合等の不正行為に関与した者を競争入札等に参加させないものとする。
 - 5 事業実施主体は、復興交付金事業等に係る工事等の競争入札等に当たっては、競争入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第11号による事業実施年度(複数年の場合には初年度)の前年度に会計検査院から不当事項として指摘された工事等への関与の有無及び経緯に係る申立書の提出等を求め、関与が認められる場合には、当該者を競争入札等に参加させないことができる。
 - 6 事業実施主体は、入札事務等の委託に当たっては、委託先から別記様式第12号による漏洩防止措置に係る申立書の提出等を求め、秘密情報の漏洩防止措置(工事等の積算価格等の秘密情報を指定するとともに、その管理方法を定める内規を整備すること、関係職員に対して、秘密情報の管理方法等に関する研修を実施することなど)が適切に講じられているか確認するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月13日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

2 東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）等の一部改正について（平成25年6月21日付け25地第153号農林水産事務次官通知）の施行前における東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）に基づき交付決定された復興交付金事業等に係る同要綱第20第4項に規定される報告については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第5第2項関係)

事業区分	経費	基本国費率
農山漁村地域復興基盤総合整備事業	事業実施主体が別添1-1から別添1-19の規定に基づいて行う事業に要する経費	別添1-1から別添1-19に規定する基本国費率
農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業	<p>(1) 事業費</p> <p>① 別添2農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業の別表（以下「別添2の別表」という。）の(1)の生産基盤及び施設の整備に関する事業の実施に要する経費</p> <p>② 別添2の別表の(2)の生活環境施設の整備に関する事業の実施に要する経費</p> <p>③ 別添2の別表の(3)の地域間交流拠点の整備に関する事業の実施に要する経費</p> <p>④ 別添2の別表の(4)のその他省令で定める事業に関する事業（遊休農地解消支援を除く）の実施に要する経費</p> <p>(2) 附帯事務費</p> <p>① 都道府県附帯事務費 (1)の事業に係る事務であって、事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費</p> <p>② 市町村等附帯事務費 (1)の事業に係る事務であって、事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費</p>	<p>別添2の別表の(1)に掲げる事業の基本国費率</p> <p>別添2の別表の(2)に掲げる事業の基本国費率</p> <p>別添2の別表の(3)に掲げる事業の基本国費率</p> <p>別添2の別表の(4)に掲げる事業の基本国費率</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p>
震災対策・戦略作物生産基盤整備事業	<p>事業実施主体が別添3第2の規定に基づいて行う事業に要する以下の経費</p> <p>(1) 別添3第2の別表1の区分1の事業</p> <p>ア 純工事費 イ 測量設計費 ウ 用地費及び補償費 エ 船舶機械器具費 オ 全体実施設計費 カ 換地費 キ 調査・調整費 ク 経理管理・指導費</p> <p>(2) 別添3第2の別表1の区分2の事業 事業種類の欄の(1)から(9)までの事業の実施に必要な経費</p>	<p>(1) 別添3第2の別表1の補助率の欄に掲げる基本国費率</p> <p>(2) 定額</p>
被災地域農業復興総合支援事業	<p>1 事業費 制度要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 附帯事務費 (1) 都道府県が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導管理等に要する経費 (2) 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務等に要する経費</p>	1/2以内
漁業集落防災機能強化事業	市町村が行う漁業集落防災機能強化事業に要する経費	1 市町村が行う漁業集落防災機能強化事業に要する経費に対し、道県が補助する事業にあっては、1/2以内。ただし、地域資源利活

		<p>用基盤施設整備のうち堆肥化施設（終末処理場から発生する汚泥と水産副産物を一体化に処理する施設を言う）の整備にあつては1/3以内</p> <p>2 道県の行う市町村事業推進費にあつては、5/10以内</p>
漁港施設機能強化事業	市町村が行う漁港施設機能強化事業に要する経費	別添6第3のとおり
水産業共同利用施設復興整備事業	<p>1 事業費 制度要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務等に要する経費</p>	1/2以内
農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	<p>1 施設整備費 (1) 設計・管理費 (2) 本工事費 (3) 建物検査費 (4) 附帯工事費</p> <p>2 設備整備費 (1) 試験研究用機械器具費 (2) 観測用機械器具費 (3) 調査用船舶費</p>	1/2以内
木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち木質バイオマス関連施設整備事業	<p>1 施設整備費 木質バイオマス関連施設整備事業を行うのに要する経費</p> <p>2 附帯事務費 市町村又は県が木質バイオマス関連施設整備事業の指導監督等を行うのに要する経費</p>	<p>事業費の1/2以内</p> <p>附帯事務費の1/2以内</p>
木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち木造公共建築物整備事業	<p>1 施設整備費 木造公共建築物整備事業を行うのに要する経費</p> <p>2 附帯事務費 市町村又は県が木造公共建築物整備事業の指導監等を行うのに要する経費</p>	<p>事業費の1/2以内</p> <p>附帯事務費の1/2以内</p>
木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち再生可能エネルギー導入調査設計・施設整備事業	<p>1 小水力、太陽光等発電施設及びこれと併せて行う需要施設等の導入に係る案件形成及び調査設計に要する経費</p> <p>2 小水力、太陽光等発電施設及びこれと併せて行う需要施設等の整備に要する経費</p>	<p>1 定額</p> <p>2 事業費の1/2以内</p>

別表2 (第5第4項関係)

事業番号	事業名	事業内容	実施要件
1. コミュニティの立ち上げ・再生 津波浸水被害を受けた漁業集落において、被災前のコミュニティを維持するとともに、再整備される漁村の生活環境を整えることで漁村の立ち上げ・コミュニティ再生の支援に必要な事業			
1	被災地復興のための土地利用計画策定促進事業	漁業集落防災機能強化事業に関連する復興まちづくりのための土地利用計画等の策定に必要な各種調査設計、測量業務等に係る業務(調査費)	
2	工事統括マネジメント事業	複数事業の工事統括マネジメント業務(調査費)	
3	住民合意形成促進事業	住民との意見交換会の開催、合意形成方策検討業務及びこれらに係る専門家の派遣等に係る業務(調査費)	モデル事業として一定期間実施するもの。
4	漁業集落再編コーディネート事業	複数事業のコーディネート業務及び発注者支援業務(調査費)	
5	被災者のためのコミュニティ活動支援事業	再編整備された土地で被災者が行うコミュニティ活動に必要な施設や資機材の整備、用地取得及び造成に係る事業(事業費)	
6	被災高齢者向け巡回活動支援事業	巡回訪問による被災高齢者の生活改善、健康管理、リハビリ指導等の活動支援事業(調査費)	モデル事業として一定期間実施するもの。
7	交通確保が困難な住民のためのコミュニティバス運行支援事業	コミュニティバスの購入、バス停の設置、バス運行委託事業(事業費)	モデル事業として一定期間実施するもの。
8	学校スクールバス運行支援事業	震災に起因して、学校(仮設を含む。)への通学、学校活動(部活動を含む。)又は被災した地域内でのスポーツ大会等への参加に支障が生じている場合のバスの購入・借上げ又はバス運行委託(事業費)	モデル事業として一定期間実施するもの。
9	集団移転跡地土地利用計画策定調査事業	調査設計、換地設計、測量業務等に係る調査(調査費)	
10	公共・公益施設整備調査事業	漁業集落防災機能強化事業に関連する公共・公益施設整備に係る基本構想又は基本計画の策定等に必要な調査(調査費)	
11	学校就学環境整備事業	漁業集落防災機能強化事業に関連する被災者の通学する学校(仮設を含む。)のグラウンドの整備(仮設グラウンドを整備する場合に必要な土地等の借上げを含む。)等の就学環境整備事業(事業費)	
12	集団移転跡地環境整備事業	地盤改良事業、切盛土整備事業、用地舗装事業(事業費)	
13	被災用地再編整備促進事業	集落内における境界杭埋設、用地舗装、簡易道路整備(事業費)	
14	住宅再建等の手続支援、改修相談・啓発支援事業	被災住民(仮設住宅への居住者を含む。)の災害公営住宅への入居手続支援、がけ地近接等危険住宅移転事業交付手続支援及び住宅等の耐震補強工事等に係る相談・啓発支援事業(調査費)	モデル事業として一定期間実施するもの。
15	被災者のための生活・健康相談支援事業	被災者のための生活・健康相談所の運営(調査費)	モデル事業として一定期間実施するもの。
16	被災者のための集団墓地・霊園整備事業	被災者のための墓地・霊園等の用地取得及び造成(事業費)	墓石等の個人所有物、個人補償にかかる経費を除く。
17	信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業	漁業集落防災機能強化事業に伴い必要となる信号機、道路標識又は道路標示の設置(事業費)	都道県が実施する場合に限る。
2. 水産業の再生・漁村の活性化 津波浸水被害を受けた漁業集落において、漁業者の就業の場を確保するとともに、安全な水産物提供の実現と水産業の持続的発展を図るために必要な事業			

事業番号	事業名	事業内容	実施要件
18	水産業関連共同作業資機材整備事業	プラスチック製魚箱やケース、選別台等の資機材の調達（事業費）	1地区当たり1千万円以下のもの。
19	地域資源利活用促進支援事業	地場産品や流域資源、自然資源等の観光資源・地域資源の発掘・活用調査、商業・観光施設との連携方策検討調査、商品の開発のための調査、検査・分析等に係る調査（調査費）	
20	地域資源利活用施設用地取得・造成事業	地域資源利活用施設に係る用地取得及び造成に係る事業（事業費）	1地区当たりの用地取得及び造成が1億円以下のもの。
21	地域資源利活用施設整備事業	地域資源利活用施設の整備事業（購入費を含む）（事業費）	施設の整備においては、1施設当たり1億円以下のもの。
22	魚市場背後地の衛生環境対策事業	衛生管理を図る観点から必要な廃棄物の除去、用地舗装、排水整備等に係る事業（事業費）	
23	再生可能エネルギー活用・推進計画策定調査事業	風力及び太陽光等の自然エネルギー並びにバイオエネルギーを活用した発電設備の活用・推進計画策定に必要な調査（調査費）	
24	番屋群等再生事業	被災前に使用されていた番屋群等を再生するための施設や資機材の整備（事業費）	施設の整備においては、1施設当たり1億円以下のもの。
25	水産加工流通高度化設備支援事業	地で獲れる水産物の一時保管を目的とした簡易な冷蔵設備等の一時保管設備及び鮮度管理等のための検査機器等の整備（事業費）	1地区当たり1千万円以下のもの。
26	復興イベント開催事業	復興目的で行うイベント、セミナー、相談会、研修会等の運営及び開催（調査費）	モデル事業として一定期間実施するもの。有価物の分配を内容とするイベントを除く。
27	海産物等地域ブランドの販売促進事業	地域ブランドの販路拡大や販売促進に必要な事業（マーケティング調査、プロモーション活動等）（調査費）	モデル事業として一定期間実施するもの。
28	漁業体験交流・担い手育成支援事業	漁業体験活動や研修活動に係る事業（事業費）	モデル事業として一定期間実施するもの。
29	磯場資源回復事業	雑海藻駆除や播種・移植、海浜・海中清掃等の活動（事業費）	被災を受けた漁場を対象とし、モデル事業として一定期間実施するもの。
30	水産業・漁村復興支援調査事業	実態調査、先進事例調査、周辺海域における水産資源調査、水産業の再生・漁村の活性化の提案及び簡易なモデル検証事業等を行うために必要な調査（調査費）	
3. 漁村における防災体制の強化 津波浸水被害を受けた漁業集落において、今後同様な被害を経験することがないように、今回の被害状況を正確に把握するとともに、強力かつ効率的な予防対策が図られるために必要な事業			
事業番号	事業名	事業内容	実施要件
31	震災・復興記録の収集・整理・保存	震災の記録を後世へ伝え、防災性向上に資するための震災・復興記録の収集・整理・保存（調査費）	
32	避難誘導施設整備事業	避難誘導施設（漁港から高台までの軽微な避難路（階段及び手すり等を含む。）や避難塔）の整備（事業費）	1施設当たり3億円以下のもの。
33	避難誘導機器整備事業	避難誘導機器（標識や掲示板、携帯用防災情報伝達機器等）の整備（事業費）	
34	地域防災・減災（BCP）計画策定調査事業	地域防災・減災（BCP）計画策定のための調査（調査費）	今後の体制づくりに確実に反映されること。
35	災害用給水機能整備事業	災害用給水機材格納倉庫整備事業又は給水計画に基づく耐震性貯水槽、防災井戸若しくは給水車の整備（事業費）	施設の整備においては、1施設当たり3億円以下のもの。
36	防災対策強化事業	地域住民を対象とした防災パンフレットや啓蒙看板の作成、研修や講習会の開催、防災訓練	モデル事業として一定期間実施するもの。

		の実施（調査費）	
37	防災行政無線整備事業	防災行政無線の整備若しくは設備更新又は防災拠点・避難施設における災害情報の通信機器の整備（事業費）	
38	防災拠点施設整備事業	避難所・避難施設の整備又は炊き出し拠点等の防災拠点施設整備（事業費）	施設の整備においては、1施設当たり3億円以下のもの。
39	災害用発電設備整備事業	災害時の避難施設への発電設備の整備事業（事業費）	維持・更新を除く。
40	防災備蓄倉庫整備事業	防災備蓄倉庫の整備（事業費）	施設の整備においては、1施設当たり1億円以下のもの。
41	備蓄用品・緊急時通信機具整備事業	防災備蓄用品、備蓄用品の搬出等のための連絡調整用の緊急時通信機具の整備（事業費）	備蓄用品の更新は除く。
42	水産関連情報整備事業	漁業集落復興に際しての漁港台帳、漁業就業者動向等の情報基盤の整備事業（調査費）	
43	津波情報収集・配信システム整備	津波発生時における迅速かつ正確な情報収集及び漁業者等住民への的確な情報配信のための情報システム化整備、津波監視を行うための監視カメラ等の設置（事業費）	
44	ハザードマップ整備事業	ハザードマップ整備のための測量調査、障害物調査、津波シミュレーション調査、パンフレット作成、啓発活動等（調査費）	
45	浸水履歴表示用看板整備事業	過去の浸水履歴を表示するための表示板の設置（事業費）	
<p>※（ ）内の調査費、事業費については、イメージとして示したものである。</p> <p>4. 復興地域づくり加速化事業 漁業集落防災機能強化事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務であって、上記以外の事業</p>			

別記様式第1号（第7関係）

平成 年度 東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付申請書

番 号

年 月 日

（地方農政局長経由）

農林水産大臣 殿

特定地方公共団体の長の氏名 印

下記のとおり事業を実施したいので、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）第7の規定に基づき、交付を申請する。

記

- 1 交付金申請額 金 円
- 2 事業費及び経費内訳（様式Ⅰ）
- 3 地区別一覧表（各年度）（様式Ⅰの2）
- 4 個表（様式Ⅰの3）
- 5 地区別一覧表（当該年度）（様式Ⅰの4）
- 6 基金造成計画書（様式Ⅱ）
- 7 歳入歳出予算（見込）書抄本（様式Ⅲ）
- 8 特定地方公共団体の基金条例（又は基金条例（案））
- 9 添付書類
※ 事業ごとに別添1～別添9までに定めるとおりとする。

※ 漁業集落復興効果促進事業については、「3 地区別一覧表（各年度）（様式Ⅰの2）」のうち様式Ⅰの2（工程表）及び「4 個表（様式Ⅰの3）」の提出は不要とする。

様式 I

事業費及び経費内訳

(単位：円)

区 分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	経 費 内 訳				備 考
		交付金 (A)	都道府県 負担 (B)	市町村 負担 (C)	その他 (D)	
合 計						

※ 変更の場合は、変更前を上段（ ）書き、変更後を下段に記載すること。
 事業完了報告時は、予算額を上段（ ）書き、精算額を下段に記載すること。

様式 I の2(工程表)

〇〇市復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表(平成〇年度)

平成〇年〇月現在

※本様式は様式1の2に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	No.	事業番号	事業名 平成〇年度				事業実施主体	備考
項目	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期	
法定手続き・許認可等								
地域等の合意形成								
調査・測量・設計	→							
用地買収		→						
工事				〇〇〇工事 →			△△工事 →	
その他(議会等)								

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)当該年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1の3)

〇〇市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成〇年〇月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.		事業名		事業番号	
交付団体			事業実施主体 (直接/間接)		
総交付対象事業費		(千円)	全体事業費	(千円)	
事業概要					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成〇年度>					
<平成〇年度>					
東日本大震災の被害との関係					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式1の4)

〇〇市(町村) 復興交付金事業計画 平成〇年度 復興交付金事業等

省庁名: 農林水産省

平成〇年〇月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国费率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道県 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
							合計額	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
								<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	

都道県名	担当部局名	担当者氏名
市町村名	電話番号	メールアドレス

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国费率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国费率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。

様式Ⅱ

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

注1 基金の保有区分は、金融機関への預託等保有形態別に記載すること。

注2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、予定年利利率等を記載すること。

注3 合計額の備考欄に完了予定日を記載すること。この場合、完了予定日については、当該年度において、変更交付申請が行われなくなることが確定する予定の日を記入すること。現時点で判断できない場合には、3月31日とすること。

様式Ⅲ

特定地方公共団体の歳入歳出予算(見込)書抄本

(特定地方公共団体の名称：)

(単位：円)

歳 入		歳 出		
事 項	金額	事 項	金額	備考
(款) ○○支出金		(款) ○○支出金		
(項)		(項)		
(目)		(目)		
(節)		(節)		
合 計		合 計		

別記様式第2号（第10関係）

平成 年度 東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）変更承認申請書

番 号
年 月 日

（地方農政局長経由）

農林水産大臣 殿

（特定都道府県の長の氏名 印）
特定市町村の長の氏名 印

平成 年 月 日付け第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により申請の内容を変更したいので東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）第10の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更理由
- 2 事業費及び経費の内訳（様式Ⅰ）
- 3 地区別一覧表（各年度）（様式Ⅰの2）
- 4 個表（様式Ⅰの3）
- 5 地区別一覧表（当該年度）（様式Ⅰの4）
- 6 基金造成計画書（様式Ⅱ）
- 7 歳入歳出予算（見込）書抄本（様式Ⅲ）
- 8 添付書類

（注）記の2から7までの書類については、別記様式第1号に準じ、変更前後がわかるように記載すること。

なお、変更がない書類は省略すること。

別記様式第3号（第15関係）

平成 年度 東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）支払請求書

番 号
年 月 日

（地方農政局長経由）

農林水産大臣 殿
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

（特定都道府県の長の氏名 印）
特定市町村の長の氏名 印

平成 年 月 日付け第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）第15の規定により、下記のとおり請求する。

記

1 支払請求額 金 円

2 請求金額の内訳

（単位：円）

経費区分	交付決定額①	既受領済額②	差引請求額①－②
復興交付金			
合 計			

3 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第4号（第16関係）

番 号
平成 年 月 日

（地方農政局長経由）

農林水産大臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成〇〇年度 東日本大震災復興交付金（復興交付金基金） 基金造成実績報告書

平成 年 月 日付け〇〇〇発第〇〇号をもって交付決定通知のあった基金造成事業について、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）第16の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 基金造成事業実施状況調書（様式IV）

様式Ⅳ

基金造成事業実施状況調書

1 基金保管実績

(単位：円)

基金の 保有区分	造成 年月日	年利率	年度当初 保管額 (A)	運用益 繰入額 (B)	年度内 支出額 (C)	年度末 保管額 (A+B-C)	備考
合計額							

(注) 初年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2 基金運用実績

(単位：円)

基金の 保有区分	運用益			合計額
	前年度まで	当該年度	翌年度以降(見込)	
合計額				

別記様式第5号（第19関係）

番号
平成 年 月 日

（地方農政局長経由）
農林水産大臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成〇〇年度 東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）に係る
基金事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた事業について、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）第19の規定により下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況（様式V）
- 2 基金造成事業実施状況調書（様式IV）
- 3 事業着手 平成 年 月 日
- 4 事業完了予定 平成 年 月 日

様式 V

事業遂行状況

平成 年 月 日現在

区 分	計 画		遂行状況		進捗率 (B) / (A) %	備 考
	事業費 (A) 円	交付額 円	事業費 (B) 円	交付額 円		
合 計						

別記様式第6号（第20第1項関係）

番号

平成 年 月 日

（地方農政局長経由）

農林水産大臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成〇〇年度 東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）事業完了報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた事業について、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）第20第1項の規定により下記のとおり報告する。

記

- 1 事業費及び経費内訳等（様式Ⅰ）
予算額を上段（ ）書き、精算額を下段に記載すること。
- 2 基金造成事業実施状況調書（様式Ⅳ）
- 3 地区別検査調書等（様式Ⅵ）
- 4 各事業費の根拠となる支払い経費ごとの内訳が確認できる資料
- 5 基金残余额
① 基金造成額計 〇〇〇円
② 基金からの支出額 〇〇〇円
③ 運用益計 〇〇〇円
④ 基金残余额（①－②＋③） 〇〇〇円

基金残余额を確定させるため、事業完了報告書の提出日までに、利息の生じない手段（決済性預金等）に移行し、基金残余额を確定させた上で報告を行うこと。

6 事業完了日 平成 年 月 日

7 漁業集落復興効果促進事業 該当なし ・ 未完 ・ 完了

様式VI

1 地区別検査調書

地区名	事業実施 主体	実績報告 受理年月日	検査年月日 (確認年月日)	検査員氏名 (確認者氏名)	備 考

2 残材料調書

地区名	名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は 取得年月日	備 考

別記様式第7号（第20第3項関係）

平成 年度 東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）の
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

（地方農政局長経由）

農林水産大臣 殿

（特定都道府県の長の氏名 印）
特定市町村の長の氏名 印

平成 年 月 日付け第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）第20第3項の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 （平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した 消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔注〕消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。〕

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

〔注〕記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第8号（第22第3項関係）

番 号
平成 年 月 日

（地方農政局長経由）
農林水産大臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成〇〇年度 東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）に係る財産処分報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった事業により取得（又は効用の増加）した財産の処分により収入があったので、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）第22第3項の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 処分の対象財産
 - （1） 事業実施主体
 - （2） 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量
 - （3） 事業費、補助金額、補助率
 - （4） 耐用年数（処分制限期間）、経過年数
 - （5） 現況図面又は写真（添付）

- 2 処分区分、処分理由及び今後の利用方法
 - （1） 処分区分
 - （2） 処分理由
 - （3） 今後の利用方法

- 3 収入金額 金 円

- 4 添付資料
※ 収入金額の根拠となる書類等を添付すること。

財 産 管 理 台 帳

特定地方公共団体名 _____

地区名		地区	事業実施年度			平成 年度		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業 区分	事 業 の 内 容					工 期		総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内 容	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日		交付金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第 11 号（第 26 第 5 項関係）

不当事項として指摘された工事等への関係の有無及び経緯に係る申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、過去 1 年間、会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していない（又は関与していた）ことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していた場合は、以下の内容を記載すること。

- ①会計検査院の指摘事項の概要
- ②当該工事等における当社の役割について

別記様式第 12 号（第 26 第 6 項関係）

漏洩防止措置に係る申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿の委託する入札事務等に当たって、社内において以下の秘密情報の漏洩防止措置を講じていることを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

秘密情報の漏洩防止措置

- ・○○○
- ・○○○
- ・○○○

（注）秘密情報の漏洩防止措置の具体的な内容を記載すること。なお、漏洩防止措置の内規等があればそれを添付することでも可とする。